

浜松市立幼稚園・保育園の適正化に関する方針

～子供たちに喜んで、より望ましい幼児教育・保育環境を実現するため～

1 方針策定の目的・基本理念

市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、子供たちに喜んで、より望ましい幼児教育・保育環境を実現する二点です。
少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適応し、地域性等にも配慮した、持続可能な質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。

（基本理念）質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。

4 基本方針

（1）提供体制の確保 ※ 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方を参照
① 「園庭での学び」の充実を図るため、規模適正化に努めます。

- ・1学年（3歳児以上）15人以上の園児の確保を目指し、統廃合などを検討します。
- ・保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。

② 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）を設定します。

・市立幼稚園・保育園・保育園の中から、園児数や施設の状況などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。

③ 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。

（2）運営の充実 ※ 規模適正化、保育園の運営を意識した運営に取り組みます。
① 市立幼稚園・保育園・保育園総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。

・地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「認定こども園化」を検討します。

（2）運営の充実

① 市立幼稚園・保育園・保育園総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。

・地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。

・研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。

・支援を必要とする子供や外國にルーツを持つ子供たちが、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。

・災害時の機能強化を図ります。

② 社会環境の変化に対応した運営を推進します。

・拠点園の類が保育や一時預かり事業などを実践します。

③ 拠点園の中から、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を設定します。

・私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信などを行います。

・地域の子育て支援機関（未就園児への支援など）を充実します。

（3）施設の整備

① 計画的な施設整備に取り組みます。

・大規模改修などによる施設の長寿化を図ります。

・予防保全による計画的な施設の保全・維持を図ります。

（3）施設の整備

② 統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します。

・拠点園に必要な機能を踏まえた整備に努めます。

・既存施設の活用を優先しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。

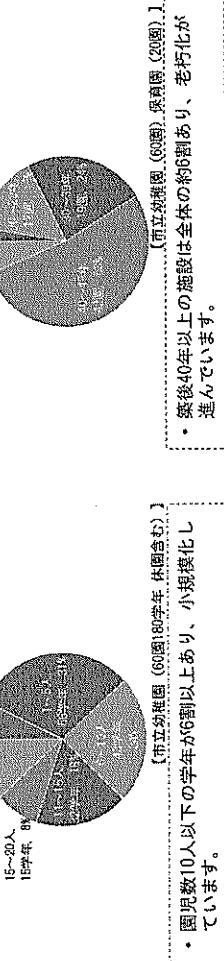
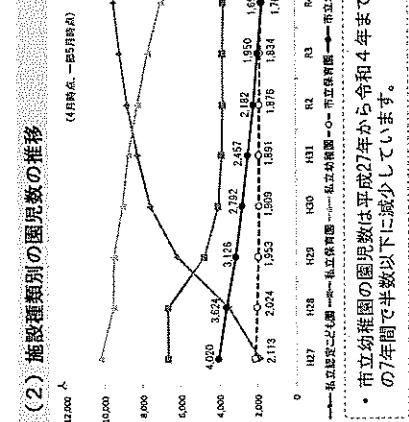
・施設の複合化（学校等との施設の一体化など）を検討します。

③ 環境等に配慮した整備を推進します。

・利用者に配慮したバリアフリー化や、環境に配慮した省電力化などを検討します。

・都市部と中山間地域では、幼児教育・保育の提供体制等の実情が大きく異なっています。

2 創学前施設の現状



3 課題

・市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている傾向が増加しています。
・市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、保育需要に合わせた定員の適正化が必要です。

・ライフルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、市立幼稚園・保育園の現状（制度・施設など）が現在の保護者のニーズに合わない部分があります。
・市立幼稚園・保育園とともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、施設の改修が必要です。

・都市部と中山間地域では、幼児教育・保育の提供体制等の実情が大きく異なっています。

5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方～標準モデル～

(1) 市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- 原則1園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- 統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(2) 市立幼稚園のみの地域

- 原則1園を拠点園に設定します。
- 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- 統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(3) 市立保育園のみの地域

- 原則1園を拠点園に設定します。
 - 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
 - 統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。
 - 拠点園は設定しません。
- ※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

(3) 認定こども園化

- 認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- 幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- 認定こども園化にあたっては、効果や課題などを検証し、今後の拡大について検討します。

7 方針運用にあたっての配慮事項等

(1) 地域性への配慮

- 保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、統廃合が必要となる場合には慎重に検討を進めます。
- 中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安（2年継けて「5人未満」になったとき）に該当した場合においても、在園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。
- 統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実を図ります。

(2) 統廃合への配慮

- 統廃合には、運営の競り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるように、交流事業などを実施します。
- 統廃合による園園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園の募集停止や開園する時期などを決定します。
- 統廃合により、著しく運営が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで園バスによる送迎などを検討します。
- 統合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

(3) 私立園との連携

- 定員変更や施設整備などにあたつては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- 幼稚教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心とした市立園の連携を促進します。

(4) その他

- 少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能な効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

8 スケジュール

	作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 方針の適用等	＊	＊	＊	＊	＊	＊
(2) 統廃合等による適正規模の確保						
(3) 拠点園の設定			選定・決定			
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割・機能の検証				選定・決定		
(5) 市立認定こども園の接続・効果・課題の検証					選定・決定・準備	
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し						＊
(7) 施設の修繕等に関する計画						＊

6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

(1) 規模適正化

- ～検討の流れ～
- く統廃合検討開始の目安に該当する園の検討
 - 地域や市金体の幼稚教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検証
 - 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整（統廃合の時期・統廃合後の運営支援や跡地利用などについて意見交換）
 - 議論、区議会への説明
 - 統廃合の決定

(2) 拠点園の設定

- ～拠点園選定の視点～
- 4月1日時点の1学年（3歳児）の園児数が、2年続けて「15人未満」となったとき
 - 地域に関する、原則、運営を継続します。
 - 地域全体の幼稚教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証します。
 - 幼稚園と保育園の双方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。
 - 私立園が立地している中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。
 - 小規模園（全園児5人以下程度）は、拠点園に設定しない場合があります。
 - 面積が広く、統廃合した場合、著しく運営が困難になります。検討の段階で考慮します。

浜松市立幼稚園・保育園位置図



園児数：令和5年4月1日現在			
市立幼稚園		市立保育園	
園児数	中学校区	園児数	中学校区
① 駿江保育園	93 1 西部中	② 初生幼稚園	47
② 寺島保育園	112 2 南部中	③ 三方原幼稚園	21 ④ 三方原幼稚園
③ 西保育園	72 3 北部中	④ 三方原幼稚園	21 ⑤ 三方原幼稚園
	4 中部中	⑥ 西覚対幼稚園	6
	5 八幡中	⑦ 伊豆幼稚園	10
	6 鹿島中	⑧ 中川幼稚園	45
④ 南保育園	98 7 江西中	⑨ 中央幼稚園	13
⑤ 江西保育園	79	⑩ 吉良幼稚園	12
	8 蟹原中	⑪ 引佐幼稚園	59 ⑫ 金指幼稚園
	9 蒲台中	⑬ 奥山幼稚園	9
② 花川幼稚園	4 ⑬ 花川保育園	⑭ 伊豆幼稚園	12
	65 ⑭ 佐鳴台保育園	⑮ 引佐北部みさき幼稚園	3
⑦ 佐鳴台保育園	115 11 佐鳴台中	⑯ 尾茶幼稚園	10
③ 和田幼稚園	16 ⑯ 中ノ町保育園	⑰ 大崎幼稚園	18 ⑱ 三ヶ日保育園
④ 中ノ町幼稚園	30 70 13 天竜中	⑲ 平山幼稚園	6
⑤ 与造幼稚園	48 14 与造中	⑳ 小松幼稚園	48
⑥ 豊西幼稚園	53 ⑩ 立井保育園	㉑ 平口幼稚園(休園)	0
⑦ 立井幼稚園	85 15 立井中	㉒ 内野幼稚園	25
⑧ 有玉幼稚園	45 16 稲志中	㉓ 大崎幼稚園	40
⑨ 万斛幼稚園	43 17 蟹原中	㉔ 中瀬幼稚園	40
⑩ 鳴爪幼稚園	54 18 中部中	㉕ 上島幼稚園	14
⑪ 神久呂幼稚園	20 ⑫ 神田原保育園	㉖ 新原幼稚園	14
	74 19 神久呂中	㉗ 佐佐西幼稚園	43
	20 入野中	㉘ 宮口幼稚園	27
⑫ 伊佐見幼稚園	13 21 湖東中	㉙ 新原幼稚園	37
⑬ 和地幼稚園	8 22 稲原中	㉚ 上島幼稚園	22
⑭ 北庄内幼稚園	21 23 庄内中	㉛ 北浜中央幼稚園	37
⑮ 村櫻幼稚園	8 24 錦坂中	㉜ 宮口幼稚園	20
⑯ 賀茂幼稚園(休園)	0 ⑬ 舞阪第1保育園	㉝ 新原幼稚園	26
	44 25 舞阪第2保育園	㉞ 二段幼稚園	27
⑰ 舞阪幼稚園	72 ⑭ 舞踏保育園	㉟ 熊幼稚園	3
	11 26 東部中	㉟ 上阿多古幼稚園	5
	27 新津中	㉟ 下岡多古幼稚園	15
⑱ 芳川幼稚園	21 28 南陽中	㉟ 光明幼稚園	58
⑲ 南の星幼稚園	20 29 江南中	㉟ 鶴川幼稚園(休園)	0
	30 東陽中	㉟ 大居幼稚園	5
⑳ 可美幼稚園	55 ⑳ 可美保育園	㉟ 氷田幼稚園	11
	139 31 可美中	㉟ 春野中	46
㉟ 潟川幼稚園(休園)	0	㉟ 氷室中	47
㉟ 佐久間幼稚園	3	㉟ 佐久間中	48
	60園	1,473	20園
		1,734	18校(分設校)
			1,734

* 幼稚園・保育園の所在地から中学校区を整理

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針 用語解説

1 浜松市の就学前施設（令和5年4月1日時点、認可外保育施設除く）

施設種類	市立	私立	合計
幼稚園	60 ※	39	99
保育所（保育園）	20	39	59
認定こども園	—	79	79
その他 ※	—	64	64
合計	80	221	301

※ 市立幼稚園の施設数には、休園中の4園を含む。

※ その他は、「小規模保育事業（53）」及び「事業所内保育事業（11）」

（1）幼稚園

- ・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ・ 浜松市立幼稚園では、3歳児から5歳児までが対象。

（2）保育所（保育園）

- ・ 保護者が就労等により子供を保育できない場合、保護者に代わって保育を行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

（3）認定こども園

- ・ 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設。
- ・ 0歳児から5歳児までの子供が対象。

※ 各園の違いについては、子育て情報サイト「ぴっぴ」の
「認定こども園・幼稚園・保育園の違い」をご参照ください。



2 統廃合

- ・ 園児数の減少などにより、園同士を統合したり、閉園したりすること。
- ・ 統廃合には、他園に吸収される形で閉園する場合や、複数の園を閉園し、新たな園を設置する場合など、様々なケースが想定される。

3 預かり保育

- ・ 幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児を預かる保育のこと。
- ・ 本市の市立幼稚園では、令和5年度、休園中4園を除く56園のうち、21園が実施しており、実施日や実施時間は園ごとに異なる。

4 一時預かり事業

- ・妊娠や出産、入院等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児や幼児に対し、保育所などにおいて、一時的に子供を預かり、必要な保育を行うこと。
- ・本市の市立保育園では、令和5年度、全園において実施している。

5 未就園児

- ・保育所や幼稚園、認定こども園などの就学前施設に通っていない就学前の子供のこと。

6 予防保全

- ・施設や設備などに不具合が生じる前に、あらかじめ改修などを行い、機能や性能を維持すること。
- ・日常点検や法定点検、定期的な劣化調査の実施により劣化状況を把握したうえで、計画的な改修を行う。

令和5年度 浜松市 ヤングケアラー支援推進事業の説明

内容① ヤングケアラー研修推進事業

市民及び福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員に対し、ヤングケアラーについての研修を実施。

(事業内容)・市民向け研修 年2回開催（ハイブリッド研修にて、8月・1月頃の開催を検討したい）

・専門職領域研修 年5回開催（R5より拡充 福祉・介護・医療・教育分野等に向けて実施）

内容② ヤングケアラーのための養育支援ヘルパー事業

【背景】令和3年度に実施した実態調査の結果から、浜松市では「ケアをしている」と答えた児童のうち、その内容として「家事（食事の準備や清掃、洗濯）」と回答したものが45.2%と最も多く、次いで「きょうだいの世話、保育所等への送迎」と回答したものが29.2%であった。



ヤングケアラー世帯に家事・育児支援ができるヘルパーを家庭に派遣。

(事業内容)1回2時間、1日2回を限度、概ね6か月～1年の間、対象世帯の状況を市がアセスメントした上で決定。

*児童福祉法の養育支援訪問事業の対象者を拡大する形で実施。

内容③ 外国語対応通訳派遣支援事業

【背景】令和3年度に実施した実態調査の結果から、浜松市では「通訳」と答えた児童の割合が10.1%であり、静岡県（6.6%）、静岡市（3.3%）と比較して高かった。



外国人の医療機関受診等に必要な通訳派遣を実施。

(事業内容)外国人の医療受診等が必要な場合、対象世帯からの申請を受けて市がHICEと調整し、通訳者の派遣を実施。

内容④ ヤングケアラーコーディネーターの配置

R5.4.1より、子育て支援課にヤングケアラーコーディネーターを配置済。相談窓口を開設。

内容⑤ ヤングケアラー支援推進庁内ワーキングの開催

必要に応じて、ヤングケアラー支援推進庁内ワーキングを開催。